

令和6年1月10日

会員各位

播磨町商工会
会長 平崎 泰彦

播磨町中小企業奨学金返済支援施策の創設に向けた
アンケート調査へのご協力について（依頼）

拝啓 時下 ますますご清祥の段、大慶に存じあげます。

平素は、本商工会の事業運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、中小・小規模企業等を取り巻く経営環境は、2024年問題をはじめ労働人口の減少による人手不足など大きな転換期を迎えています。小規模事業者等におきましても、現在直面している人手不足問題は従前の特徴と異なり、景気が回復すれば人手不足、景気が後退すれば人が余るような景気の循環に左右される人手不足ではない労働供給制約社会に入ったと云えます。播磨町ではその解決を図る手段として様々な事業者支援施策を模索検討しているところです。現在町行政が創設を検討している奨学金返済支援施策もその一つとして挙げられます。

近年、奨学金制度は大学生の2人に1人が利用され、返済義務のある貸与型がその殆どでしたが、2017年に日本学生支援機構により返済不要の給付型が創設されました。

しかしながら現在利用している大学生の7割が貸与型で、給付型は3割に留まっており、資力が脆弱な小規模事業者等では自社独自の返済支援策の整備が困難な状況で、新社会人となってから長期間の返済が始まるため、学生側はより待遇の良い就労先を目指す向きが見られ、事業所にとっては恒常的な労働者の確保が実現できず、より一層人手不足が深刻な問題となっています。

つきましては、播磨町が中小企業奨学金返済支援施策の創設に向けたアンケート調査を下記のとおり実施することとなりましたので、業務ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、本調査実施の目的をご理解頂き、下記によりアンケートにご回答くださいます様、何卒ご協力の程宜しくお願い申しあげます。 敬具

記

1. 調査内容

- (1) 兵庫県が実施する「兵庫型奨学金返済支援制度」(※)の活用予定の有無
- (2) 播磨町が中小企業奨学金返済支援事業(※)創設した場合の活用予定の有無
- (3) その他要望事項など

※兵庫県事業、播磨町事業(予定)の概要については、別紙のとおりです。

2. 依頼事項

以下のURLにアクセス頂き、アンケート調査にご協力をお願いします。

※URLは、播磨町商工会HPにも掲載しています。

※QRコードを読み込んで回答いただくことも可能です。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1702877008253>



3. 入力期限

2月9日(金)

以上

播磨町商工会(担当 立花)
〒675-0156 加古郡播磨町東本荘1-5-1
TEL 079-435-1630 FAX 079-435-1634

兵庫型奨学金返済支援制度及び播磨町中小企業奨学金返済支援事業（案）の概要

	<p style="text-align: center;">兵庫型奨学金返済支援制度</p> <p>制度概要については、(一社)兵庫県雇用開発協会のHPをご覧ください。 (一社)兵庫県雇用開発協会HP「兵庫型奨学金返済支援制度」: https://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/pages/71/</p>	<p style="text-align: center;">播磨町中小企業奨学金返済支援事業（案）※1</p>																																														
<p>補助対象企業</p>	<p>○ 本社が県内にある中小企業及び京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業（京都府本社に限る）の県内事業所 ○ 下記の対象従業員に対して、奨学金返済負担軽減制度（※2）を設けていること。</p>	<p>○ 町内に主たる事業所を有する中小企業 ○ 従業員への奨学金返済負担軽減制度（※2）を設け、兵庫型奨学金返済支援制度を利用している事業者 ○ 町税を滞納していない事業者</p>																																														
<p>対象従業員</p>	<p>対象企業に勤務し、以下の要件をすべて満たす者 ○ 正社員である者 ○ 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ○ 申請時点で当該企業に就職後5年以内の者 ○ 申請時点で県内事業所に勤務する者 ○ 30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）</p>	<p>対象企業に勤務し、以下の要件をすべて満たす者 ○ 正社員である者 ○ 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ○ 申請時点で当該企業に就職後5年以内の者 ○ 申請時点で町内事業所に勤務する者 ○ 30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）</p>																																														
<p>補助期間</p>	<p>対象従業員1人につき、<u>最大5年間</u> （就職5年目の者であれば、補助期間は最大1年間）</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>																																														
<p>補助額（※3）</p>	<p>[企業向け] ○ 対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、<u>その3分の1の額</u> ○ 補助上限額は年6万円。ただし、<u>企業の対象従業員に対する支出額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。</u></p> <p>[従業員向け] ○ 年間返済額の<u>3分の1の額</u> ○ 年間返済額から補助対象企業が手当等として支給する額を差し引いた額または<u>6万円のいずれか低い額</u>。 ただし、以下の条件に当てはまる場合はそれぞれの額とする。 ・年間返済額が18万円以下かつ補助対象企業の対象従業員に対する支給額が年間返済額の3分の2未満の場合 →従業員向け補助は対象外 ・年間返済額が18万円より多く補助対象企業の対象従業員に対する支給額が12万円以上の場合 →年間返済額から補助対象企業が手当等として支給する額を差し引いた額または6万円のいずれか低い額</p> <p>[参考] 従業員の年間返済額と企業支給総額に応じた補助金額の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>従業員の年間返済額</th> <th>企業の支給総額 (事業者で設定)</th> <th>県の補助額</th> <th>企業の 実質負担額</th> <th>本人(従業員) の負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース①</td> <td>18万円</td> <td>12万円</td> <td>12万円 <small>(企業6万円+本人6万円)</small></td> <td>6万円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>ケース②</td> <td>18万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円 <small>(企業支給額の2分の1)</small></td> <td>3万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>ケース③</td> <td>12万円</td> <td>8万円</td> <td>8万円 <small>(企業4万円+本人4万円)</small></td> <td>4万円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>ケース④</td> <td>12万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円 <small>(企業支給額の2分の1)</small></td> <td>3万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>ケース⑤</td> <td>20万円</td> <td>12万円</td> <td>12万円 <small>(企業6万円+本人6万円)</small></td> <td>6万円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>		従業員の年間返済額	企業の支給総額 (事業者で設定)	県の補助額	企業の 実質負担額	本人(従業員) の負担額	ケース①	18万円	12万円	12万円 <small>(企業6万円+本人6万円)</small>	6万円	なし	ケース②	18万円	6万円	3万円 <small>(企業支給額の2分の1)</small>	3万円	12万円	ケース③	12万円	8万円	8万円 <small>(企業4万円+本人4万円)</small>	4万円	なし	ケース④	12万円	6万円	3万円 <small>(企業支給額の2分の1)</small>	3万円	6万円	ケース⑤	20万円	12万円	12万円 <small>(企業6万円+本人6万円)</small>	6万円	2万円	<p>[補助額の考え方]</p> <p>○ 企業支給総額から県補助額を差し引いた額に対して、<u>一定割合を補助</u></p> <p>○ <u>補助上限額を併せて設定</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">[企業負担分の軽減のイメージ]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県制度のみ活用</td> <td style="width: 33%;">企業</td> <td style="width: 66%;">県（6万円上限）</td> </tr> <tr> <td>町制度を併せて活用</td> <td>企業</td> <td>町</td> <td>県（6万円上限）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">町補助の活用により企業負担額がさらに軽減されます</p> </div>		負担割合		県制度のみ活用	企業	県（6万円上限）	町制度を併せて活用	企業	町	県（6万円上限）
	従業員の年間返済額	企業の支給総額 (事業者で設定)	県の補助額	企業の 実質負担額	本人(従業員) の負担額																																											
ケース①	18万円	12万円	12万円 <small>(企業6万円+本人6万円)</small>	6万円	なし																																											
ケース②	18万円	6万円	3万円 <small>(企業支給額の2分の1)</small>	3万円	12万円																																											
ケース③	12万円	8万円	8万円 <small>(企業4万円+本人4万円)</small>	4万円	なし																																											
ケース④	12万円	6万円	3万円 <small>(企業支給額の2分の1)</small>	3万円	6万円																																											
ケース⑤	20万円	12万円	12万円 <small>(企業6万円+本人6万円)</small>	6万円	2万円																																											
	負担割合																																															
県制度のみ活用	企業	県（6万円上限）																																														
町制度を併せて活用	企業	町	県（6万円上限）																																													

※1 他市町事例をもとに作成した現時点での制度（案）です。アンケート結果等を踏まえ、内容等について変更する場合があります。

※2 支援制度は、就業規則や賃金規程などの社内規定で定めていただく必要があります。また、従業員に対する支給額や支払い方法（毎月払い、ボーナス時一括払い等）は、企業において設定いただけます。なお、具体的な方法、内容等については、県制度を運用する（一社）兵庫県雇用開発協会においてご相談いただけます。

※3 対象従業員の年間返済額や、従業員に対する企業の支給額に応じて補助されます。